はじめに

児童虐待が疑われるケースにおいて親と児童相談所は事実認識や教育理念などをめぐってしばしば対立する。児童相談所には迅速かつ確実に子どもの安全確認を行い、ときには親から子どもを引き離す役割がある。一方で親としても、確信された養育、一時の失敗、やむをえない出来事によって、あるいはまったく原因のわからないままに子どもがケガや病気をしたことで、近隣住民や学校、病院などから児童虐待であると疑われ、子どもと引き離されそうになれば戸惑いや憤りを覚えるのも当然である。

筆者はこれまで、児童相談所の介入に対抗してきた親たちやその支援者たちから話を伺い、また市民団体の講演会や学習会のほか、インターネット上の言説、雑誌記事、論文、著書、訴訟関連資料などの情報から、児童相談所の介入の何が問題とされているのかについて考えてきた。一方で、児童福祉司や一時保護所の児童指導員など児童福祉の現場の専門職の話を伺い、また児童虐待に関する研究者の記述から、児童虐待が疑われるケースにおいて児童相談所が親との関わりの中で直面している課題について考えてきた。

児童相談所と親の対立は現行制度上やむをえないが、両者ともわざわざ対立し疲弊することを望んでいるわけではない以上、筆者には両者がまったく異なる制度設計上のニーズを有しているとは考えられない。そもそも児童相談所、あるいは広く児童福祉の世界は、「児童の最善の利益」という観点から「児童の福祉」を保障することにその第一義的関心がある。児童相談所と親が対立する事態は単に両者が疲弊するばかりでなく、両者の協力的な支援プロセスのなかで「児童の最善の利益」を追求するという児童相談所の本来的な業務の障壁になる。

児童相談所と親の対立関係は四つの観点から問題である。一つは児童福祉の理念である「児童の最善の利益」のために検討される家族再統合の可能性という観点から、一つは一人の人間としての尊厳をもつ親を支援するという社会福祉一般の観点から、一つは一人の市民としての親と政府＝統治権力としての児童相談所の関係という市民的政治的観点から、一つは「介入」に疲弊する児童相談所を解放し本来の業務である「支援」の態度と技術を回復させるという観点からである。

誤解や曲解を招きかねない難しいところであるが、社会福祉学の立場からいって、児童福祉論は「児童の最善の利益」という観点だけで児童相談所と親との関係を論じてはならない。「児童の最善の利益」こそが児童福祉の理念であることは否定できない。これは専門職と研究者の両方に共有されていることであろう。しかし学問領域としての児童福祉論は社会福祉学という母体の上に成り立つものであり、したがって社会福祉の理念を共有している。障害者福祉、高齢者福祉、女性福祉などさまざまな領域をもつ社会福祉学における社会福祉の理念は、ただ子どもへの熱い思いだけで追求できるものではない。

社会福祉の理念とは、まずもって社会福祉の実務家であればその対象者に対して感得するであろう「人間の尊厳」を中核的価値とし、彼らの尊厳ある生活を実現するために、市民的政治的議論に開かれた人権という権利の語彙を用いつつ、さまざまな福祉の理念の語彙（ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、自立支援など）を構成してきたところにある。これは「個人」と呼ぶべきかはともかく一人ひとりの人間の尊厳から発せられる理念であるから、実質的に社会の多数派を指す社会の「全体」のことを考えるというよりは、最後の一人も含めた社会の「全員」のことを考える態度である。子どもだけではなく、障害者だけではなく、高齢者だけではない。社会福祉の理念はむしろその外部、すなわち他者として、社会の「全員」から漏れ落ちかねない人々の声を聞くことを要求している。

児童福祉の議論に戻ると、筆者はときおり、子どものために（第一義）親を支援する（第二義）という決して疑われることのない児童福祉の前提に不安を覚えることがある。それはこの前提に問題があるというよりも、この前提から、子どものためであるとしていかに子どもの身柄を保護するか、いかに親の権利を制限するかという点に関心が寄っていく風潮への不安である。たとえ親が児童相談所と対決的な態度を示しても、一人の人間として「人間の尊厳」があり、彼・彼女自体を目的として支援する姿勢を放棄してはならない。

このことは理念であり、綺麗事であるが、社会福祉学は望ましい社会像を描いて理念に実態を近づけるものであって、厳しい実態に打ちのめされて理念を望ましくない実態へと近づけて自らを慰撫するものではない。まして児童相談所は統治権力であり、親は市民である。凄惨な児童虐待ケースへの義憤や恐怖のあまり、この厳然たる権力の非対称性を忘れてはいけない。

もちろん筆者含め児童福祉の研究者や実務家からすれば、児童虐待が疑われるケースにおける親も当然支援の対象であり、親は決して忘れ去られた存在ではないと答えることはできる。「児童虐待が疑われるケースでは、子どもの安全のために親の意向に反して子どもを保護することもやむをえないが、親は当然に支援の対象である」という典型的な思考を想起されたい。その内容は否定できない。問題はむしろ、否定されないがゆえに力をもつ暗黙の親イメージである。このとき親とは彼・彼女自体が目的となるのではなく、子どもの養育機能として観念されるという意味で、抽象化、手段化された存在となる。また児童虐待が疑われるような緊張度の高いケースにおいては、親が望ましい養育者であるかどうかをチェックする専門職の審判的態度が通底しており、推定有罪ともいわれる厳しい眼差しにより、親はすでに児童虐待をしているか、いずれしかねない存在となる。親も支援の対象とするのが児童福祉の常識であるとしても、支援という名の審判の視点がかえって親を息苦しくさせ、子どもの養育を考えるための協働関係の構築を困難にさせ、帰結として「児童の最善の利益」から遠ざかることになりかねない。親の権利と子どもの権利を

対立的に捉えなければならない場面もあるが、連続的に捉える視点を放棄してもいけない。

以上のような考えから本書を執筆した次第である。その構成は以下である。

第1章では児童虐待が疑われるケースを考える上で想定されるモデルを三つに分けて紹介し、その関係について述べる。

第2章では児童相談所批判の言説を整理し、それらが必ずしも親側の無理難題な言い分なのではなく、研究者や実務家の中からも同様の問題意識がもたれてきたこと、したがって児童相談所と親との関係のあり方を考える上での今日的課題として扱えることを示す。

第3章では児童虐待が疑われる場合の専門職や研究者のもつ親の典型像、すなわち親イメージについて整理し、そのイメージの拭い難さについて社会福祉学の立場から考察する。

第4章と第5章では児童相談所と親の双方が疲弊する状況に対して今後ますます検討されるべきテーマを扱う。第4章では規範的な視点から子どもの引き離し前の司法審査の導入について、第5章では経験的な視点から介入者である児童相談所とは異なる親への支援者の必要性について述べる。

第6章において、これまでの議論を踏まえて児童相談所と親との対立に関するいくつかの提言をする。

最後に、児童福祉領域以外のケースワーカーから児童福祉司となったAさんとの対談、そして一時保護所児童指導員のBさんとの対談を載せている。社会福祉の理念を共有しながらも外側の目をもって、「支援」という原則が形骸化しないように児童相談所の役割について考えることができた。

本書を執筆するにあたって、児童相談所と対立する親やその支援者側の人々の記述や児童相談所を中心とする現場の専門職や児童福祉関係の研究者による記述をなるべく用いるよう心掛けた。したがって全体として意図的に引用を多く用いている。筆者が知見する事例をなるべく多く用いたいところであったが、個人の特定可能性を最小化するこ

と、また文献中心の議論でも読者に本書の主旨を理解してもらえると考えられたことなど、さまざまな点から、公刊されたもの以外についてはなるべく控えることにした。

引用を多く用いることは単に議論のバランスを保つという考えからではない。むしろ本書は読み手の立場によって異なる意味で偏ったものに映るかもしれない。社会福祉の研究者や実務家の立場からすると、親の立場や言い分を受け止めて紹介することは、それ自体が現場への敬意や共感的姿勢が足りていないと思うかもしれない。その一方で児童相談所の対応のまずさや不当性を指摘する親や彼らを支援する人々からすると、児童相談所という統治権力に対する批判精神が乏しく、あくまで社会福祉の研究者や実務家のコミュニティの内部におり、むしろ現場への敬意や共感的姿勢が強すぎると思うかもしれない。児童虐待ほど論争の絶えない分野はないといわれる。それほどにポジションへの関心がつきまとうのがこの領域であるから、中立性やバランスというのは非常に難しいものである。

ただ、誰が誰の味方をしているのか、どのポジションにつくのかより、親と児童相談所の関係をめぐってさまざまな立場にある人々の言説を踏まえつつ、児童虐待が疑われるケースに関する制度のあり方をめぐって一定の方向性を示せるような議論を行っていくことが重要である。本書がその一役となれば幸いである。

なお本書は篠原拓也『児童虐待の社会福祉学――なぜ児童相談所が親子を引き離すのか』（二〇一八年三月、一粒書房）を修正したものである。無名の若手研究者の専門書などどうせ売れないだろうという予測から、少部数を出版社と Amazon のみでの販売にしたところ、品切れで入手できない、増補を出してほしいとの声が多く届いた。一粒書房さんの担当者と検討した結果、増版ではなく学術書に強い他出版社から改訂して出版することが望ましいと結論した。そこで大学教育出版さんに依頼し、出版させて頂いた次第である。

児童虐待の社会福祉学―なぜ児童相談所が親子を引き離すのか―

目　次

はじめに……i

第1章　児童虐待対応をめぐる三つのモデル……1

1　児童虐待のモデル　1
2　児相問題のモデル　4
3　児童福祉のモデル　8
4　三つのモデルの関係　16
5　児童相談所のジレンマ　19

第2章　児童相談所批判の言説……31

1　専門性　32
2　防衛性・責任転嫁　41
3　リスクの眼差し　44
4　放置　50
5　コントロールのための言葉　53
6　定義の権力　59
7　「児童の〇〇」という理念　68
8　現場批判の限界　78

第3章　変質する親の声……81
1　児童福祉論ないし社会福祉学への批判　82
2　親支援における親イメージ　83
3　社会福祉学と児童福祉の領分　92
第4章　児童相談所の権限行使に対する抑止力確保の必要性……101
1　司法審査の必要性　101
2　Article 9.1 の論点　103
3　judicial review の解釈　106
4　児童福祉法二八条における審判の現状と問題点　109
5　司法の審査はいつ行われるのか　113
6　the best interests of the child を守るために　116
第5章　親の支援者の必要性……119
1　親への支援の必要性の自覚と権力行使への批判　119
2　マーゴリンのソーシャルワークの技法論　121
3　事例　123
4　記述のネットワーク　130
5　「懐疑の終着点」からどう進むか　132

6　どのような支援者か　135

第6章　検討されるべき対応策……139

1　児童相談所の理念・行動原理の周知　139

2　機能分化・役割移譲　140

3　警察との情報共有・連携強化　144

4　一時保護前の司法審査　145

5　親への支援者の設置　145

〈対談〉児童相談所はどこにむかうのか―現場専門職との対談―……147

1　児童相談所職員Aさんとの対談　148

2　一時保護所職員Bさんとの対談　162

おわりに……173

使用文献……175